

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント

②施設・事業所情報

名称：社会福祉法人共育ちの会あかつき保育園・ひだまり保育園		種別：保育所
代表者氏名： 山中健司		定員（利用人数）： 169 （134） 名
所在地： 愛知県名古屋市西区上名古屋四丁目13番32号		
TEL：（０５２）５３１－０９２８		
ホームページ： https://www.akatsuki.net/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日（邦暦）昭和28年9月27日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 共育ちの会		
職員数	常勤職員： 24 名	非常勤職員 10 名
専門職員	（専門職の名称） 名	栄養士 2 名
	保育士 22 名	子育て支援員 2 名
	看護師 1 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室（乳児室・ほふく室含む）6、遊戯室1、調乳室1、職員室（医務室含む）1、調理室1	倉庫5、便所6、総合遊具、木製遊具、砂場1、ベンチ

③理念・基本方針

（理念） 共に生き、共に育ちあう保育 （基本方針） ・安心して生活できる環境を整える ・自主性と思いやりを培う ・いのちへの畏敬の念を培う

④施設・事業所の特徴的な取組

・あかつき保育園、分園ひだまりは産休明け（医師の診断書がある場合は43日目からの預かり）の乳児から5歳児（小学校就学児未満）までの保育、7時30分から18時30分までの長時間保育、7時から19時30分までの延長保育、障がい児保育、一時的保育、休日保育サービスを実施し、子育て支援センターを併設している。また、分園ひだまりは、産休明けから概ね0歳児だけの専門保育所で長時間保育や延長保育サービスも実施している。

・保育所は開設から64年の歴史を有し、増改築をして現在に至っている。今年度外壁や内装の工事をし、また新たな歴史を踏み出そうとしている。

・保育所の周辺は商店や住宅が広がり、保育園のすいか割りやサンマ・焼き芋パーティーなど保育園行事に地域の方も気軽に参加できるような地域関係を構築している。

・3歳児以上の子どもたちは異年齢クラスを編成し、遊びや生活を通して思いやりを育て、自主性・自発性が発揮できるような環境を整え生活をしている。また、同年齢ならではの遊びや活動が楽しめるような保育の内容も取り入れている。

・子どもたち発想や夢を時間をかけて構成し、作品として形作りをしていく、プロジェクト活動を保育の中に取り入れている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29年 7 月 12日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 19日（評価決定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2回 （平成 16年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

（経営の改善や業務の実効性を高めるための指導力を発揮）

・経営や業務の効率化と改善に向けて、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、ITCの活用によるセキュリティ体制の強化、ITCの活用による月案等のペーパーレス化、仕事内容の見直しや分担の工夫、タブレット等の導入による就業時間内での保育事務処理や業務の単純化等を行い、働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。また、業務体制をチーム編成にし、リーダーを中心に計画を立てて保育実践や業務実施をし、評価をして次に繋げるようにし、保育士の士気を高めるような取り組みをしている。

（地域の福祉向上や地域連携等の取組み）

・保育所のスペースや園庭を活用して、未就園児の親子を対象とした園庭開放など、地域の保護者や子どもが自由に遊びに参加できる支援活動や、緊急時や子育てサポートなどのニーズの対応として一時保育を実施している。また、保育園の保護者や地域の子育て途上の母親に、新聞を発刊したりおしゃべりサロン、電話育児相談、絵本や紙芝居の読み聞かせ会、手作りおもちゃ講習会などを開催し、保育所の専門性や特性を活かした相談事業や子育て支援を行っている。

（子どもが主体的に活動できる環境や遊びを豊かにする保育の展開）

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた素材や用具を用意し、自由に取り出して作ったり描いたりできるコーナーや自由な時間が確保されている。子どもが作った作品を大切に、階段下のホールの一画を利用して、四季折々の行事や、保育活動で制作した子どもの作品が飾られミニアートミュージアムとなっている。子どもや保護者、保育士も作品を愛でながら会話ができる楽しい空間であり、創作意欲が繰り広げられる環境が整えられている。

・サマーキャンプや芋掘り遠足、さんま焼きパーティー、焼き芋パーティー、餅つきなど保護者や地域の協力を得て、子どもの実体験を尊重した保育を導入している。また、水族館や科学館、図書館などプロジェクト型保育の一環として子どもの発想を取り入れて、公共交通機関を利用して出かけたり、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関わられるようにしている。

・プロジェクト型保育には全園児が、子どもそれぞれにチームを構成し、子どもの遊びの中で考えたことや想像したこと、やってみたいことなどを調べたり実際に行ってみたりして造形活動に繋げ、徐々に作品を広げ作品展として保護者や地域に披露をしている。

・バランスのとれた強い身体をつくる保育の一つとして、環境に配慮し裸足保育を取り入れている。

◇改善を求められる点

（中・長期計画及び事業計画の策定）

・理念や基本方針の実現に向け、あかつき保育園・分園ひだまり、あかつき三の丸保育園、あかつき田幡保育園の「保育環境を取り巻く運営動向の変化、保育の充実、あかつき保育園の全面改築」を目標とした、法人としての中・長期計画の構想は保有しているものの、具体的な計画の策定はされていない。また、伴う収支の裏付けもされていない。

・法人の中・長期計画の構想を基にして、あかつき保育園の運営を展望する中・長期計画及び事業計画を策定していくことを望みたい。

（保育運営についての共通理解や共有化）

・保育内容や勤務形態の多様化している中、保育理念に基づいた特色ある保育を展開する上で職員の共通理解や共有を図りながら展開していくことが重要と思われるが、大勢の職員間で運営や保育についての認識に差異を感じる。

・共通理解や共有を図る機会の仕組みや方法、手順、時間などを再度工夫をし、より確実に共通理解や共有を図り実現に向けていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

あかつき保育園・分園ひだまりは平成16年度に第三者評価を受審しましたが、それ以後なかなか定期的に受審する機会がありませんでした。

公立保育園を引き継いだあかつき田幡保育園が第三者評価を受審することになり、同一法人で運営されているあかつき保育園・分園ひだまり、あかつき三の丸保育園も同時に受審することになりました。

今回の評価を真摯に受け止め、保育園の質の向上に努めたいと思っています。

一人ひとりが自己評価をし、チームで自己評価をまとめる一連の作業は、今の保育園の実情や自分のあり方、手順等のマニュアルを改めて考える非常に良い機会となりましたし、保育の質の向上に繋がったと思います。このことは、第三者評価を受審するときのみではなく、毎年実施するとさらに良くなると考えられます。

ただ、こうした一連の作業は、勤務時間内に行うことが困難で、残業時間がかなり増えてしまいました。現在の最低基準で保障された人数では、保育しかできない状況であると改めて認識しました。保育士基準の改善を切に望むものです。

よい経験をさせていただいたと思っています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
	I-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① ・ b ・ c
＜コメント＞			
・ あかつき保育園・分園ひだまりの保育理念と基本方針、保育目標が確立され、それを基に事業計画やしおり、パンフレット、ホームページ等に明文化されている。 ・ 理念や基本方針、保育目標は、福祉サービスの内容や特性を踏まえて保育所の使命や目指す方向性が明記され、職員の行動規範となるような具体的な内容が示されている。 ・ 職員には、あかつき保育園・分園ひだまり、あかつき田幡保育園、あかつき三の丸保育園の合同研修や職員会議、研修会、保育活動展開などの折に周知を図り、保護者には入園説明会や入園式などで説明をしている。また、園長だよりの中で要約して記載し、周知を図るようにしている。パンフレットを保育園見学者に配布し、広域的な情報提供を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a	・ ① ・ c
＜コメント＞ ・ 国や全社協、全保連、民間保育園連盟、市などから、動向や情報を把握している。また、地域の会合や校区の会議等に参加し、情報交換や連携を図ることで地域の特性や変化を把握するように努めている。 ・ 理事会等で3保育園の保育事業内容や保育所を取り巻く保育のニーズや子ども数の動向などを把握して運営状況を協議しているが、具体的な文書化やデータ化、分析はされていない。 ・ 保育所が位置する地域での福祉に対する需要動向や子どもの数、保護者や子ども像の変化、保育のニーズなどは保育所の運営を長期的視野に立って進めていくために必要な情報となる。把握した情報の分析やデータ化を図り、運営の将来性や継続性を見通しながら、より良質で安心・安全な保育提供に努めていくことを期待したい。			
I-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a	・ ② ・ c
＜コメント＞ ・ 保育の充実や保育環境の再構築、働きやすい環境を目指した人員体制、人材育成、また、ゆとりある保育内容の充実を目指し定員の変更、内装全面改装などの課題や問題点を明らかにして次年度に反映させるように努めている。内装全面改装については、今年度より着工し、年度内に完了の予定としている。職員や保護者には、必要に応じて随時周知を図るようにしている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ b ・ ㉔
＜コメント＞			
・ 理念や基本方針の実現に向け、3保育園の「保育環境を取り巻く運営動向の変化、保育の充実、あかつき保育園の全面改築を目標とした、中・長期計画の構想は保有しているものの、具体的な計画の策定はされていない。また、伴う収支の裏付けもしていない。			

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 中・長期計画を反映させ、具体的な事業項目に基づいた実行可能な単年度の事業計画の骨子を保有し文書化しているが、収支の裏付けはしていない。単年度の事業計画に基づいて、「年中行事及び健康管理」として策定をしている。 ・ 中・長期計画の具体的内容を実現可能とするために、把握できる限りの数値化を図り計画に活かしていくことを望みたい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 事業計画や行事計画の策定においては、職員の参画を得て会議等で意見を反映させ策定をしている。 ・ 事業計画の実施状況について事業ごとに進捗状況を把握し、定められた時期に評価や見直しをして、次年度の計画に反映させていくことを願いたい。			
	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保護者へ事業計画の周知はしていない。次年度の「年中行事及び健康管理」は、年度最後の懇談会で配布し周知をしている。入園進級式にはパンフレットの年間イベントに明記し周知をしている。行事前には詳細を配布したり、掲示をして周知を図るようにしたり、個々に個別で知らせるようにしている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 保育の資質向上や保育サービスについて、定期的に福祉サービス第三者評価表を用いて自己評価を行っている。また、職員の個人面談を実施し、目標を設定し、課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、園の保育に反映させるようにしている。 ・ 過年度にも第三者評価を受審し、その結果を基にして組織的、継続的に保育の質の向上に取り組み、改善の努力をしている。			
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ ・ 改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図るようにしている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㊦ ・ c
＜コメント＞			
・ 質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について口頭で、年度当初職員会議で表明をしている。また、事業計画の中に明記し、理事や職員に周知を図るようにしている。 ・ 平常時のみならず、災害や事故等の有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等について明確化していくことが望まれる。			

	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら最新情報を入手し、必要に応じてその内容を職員に提供している。 ・ 基本的な関連法に関する資料を収集してリスト化し、閲覧できるようにしたり、必要に応じて資料を配布して理解を深めるようにしていくことを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。 ・ 「一人ひとりが大切にされる保育。自己肯定感が培われる保育。」を本年度の重点努力事項として設定し、保育実践を通して、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングを示しながら指導力を発揮している。また、「プロジェクト型保育」、「異年齢保育」を本園の研究テーマとして掲げ保育の内容を高めるようにしている。プロジェクト型保育は、大学教授を招いて指導を受け、保育実践記録としてまとめをしている。			
	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、ITC（情報通信技術）の活用によるセキュリティ体制の強化、ITCの活用による月案等のペーパーレス化、仕事内容の見直しや分担の工夫、タブレット等の導入による就業時間内での保育事務処理や業務の単純化等を行い、働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 市の人事基準に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、子どもの遊びや保育の専門性を高めるための研修等、保育園が目指す保育サービスを充実させるための具体的プランを有し、必要に応じて人材を確保するように努めている。 ・ 保育ニーズや年齢別園児数に対して、適正な職員数が確保され、理念や基本方針、事業計画を実現させ、質の高い保育が実施できるような体制となっている。 ・ 障がいのある子どもや発達のある子どもに対して加配保育士の配置や、低年齢児には看護師が配置され、また、栄養士や子育て支援員が配置されている。 ・ 新規採用計画を作成したり、養成校との協力関係を心がけている。			
	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 職員の育成や活用、処遇、人事考課制度に基づく評価などが市の方針に基づいて総合的に実施されている。また、目標管理制度の面談などで、保育所における理念や基本方針に基づいた「期待する保育士像」を明らかにするように努めている。 ・ 市の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。個人面談などを通して、成果や貢献度を評価している。結果のフィードバックを行い、任用や給与等処遇に反映させるようにしている。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 有給休暇、育児・介護休暇、時間外勤務、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保するようにしている。また、福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進事業の他に、臨時職員においても、健康診断の機会が確保されて利用をしている。 ・ 職員の就業状況や意向、意見等について、主任保育士を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談に応じるようにしている。 ・ 働きやすく良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対して保育カウンセリングやメンタルヘルス相談、ストレスチェック、時短などの制度を利用して勤務ができる体制が整い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境作りに心がけている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 目標管理制度に基づいて、職員一人ひとりに、「期待する職員像」について話し合う機会を持つようにし、中間面談を行い人材育成に努めるようにしている。また、クラスをチームとし、リーダー体制を導入し保育を通してチームの人材育成を行っている。 ・ 期待する職員像や理念、基本方針等を踏まえた保育所の全体目標や方針を明確にさせ、職員一人ひとりの目標設定を適正に行い、意識やモチベーションをより一層高めていくことを期待したい。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<コメント> 研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、保育士の資質や保育力を高めるために、経験年数に応じた研修の実施をしている。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加や看護師、栄養士や調理員等専門的分野における知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上に向けた研修や個別指導も実施している。 ・ 園内においては保育士の意見を取り入れて、保育の目的に応じた公開保育や外部講師と共に課題研究等の研修を実施している。 ・ 研修成果の評価を反映した研修報告書を作成し、職員会議等で報告をしている。また、当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容や業務に反映させている。		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① ・ b ・ c
<コメント> ・ 受け入れにおいて、実習依頼校と覚え書を取交し、実習における責任体制を明確にした上で、実習マニュアルに沿って事前のオリエンテーションを行い、受け入れをしている。また職員会議等で職員に説明をし、適切な体制で行われている。 ・ 実習生の意向を聞き、受入担当者を決め実習生の育成を行っている。施設長や主任保育士を実習指導責任者として実習指導担当者も含め、部分実習、一日実習などの実習実務や保育内容等の指導や助言、相談などを行っている。実習希望者は、実習体制が整えば全て受け入れている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ ホームページやブログ、パンフレット、園だより、園長だより、掲示板等で保育所の理念や基本方針、保育内容が公開されている。また、保育所で行っている活動状況を印刷物等で配布をしている。 ・ ホームページや広報誌等で事業内容などの財政状況は公開されていない。 ・ 苦情・相談の体制についても掲示し、保護者や地域に公表している。 ・ 第三者評価受審について、保護者に公表をしている。受審結果についての公表を予定している。 ・ 保育園の事業の報告や財務等に関する情報を公開し、運営の透明性をより確保するための取り組みを期待したい。		

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 保育所における、事務、経理、取引、保育内容等について、法人の監査や外部の公認会計士による監査を受けており、改善課題は速やかに改善をしている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えは、保育の基本方針に位置付け、実践活動として参加している。また、地域の自治会に加盟し、施設長は地域の懇談会や会合、防災訓練、清掃活動や運動会などの行事に出席をし、学校関係者や民生委員、町内会長、老人会など地域の代表との情報交換をし、地域との関わりを図っている。 ・ 地域伝統祭りに参加をしたり、地域の老人施設へ遊びを通して訪問をしたりしている。 ・ 小学校とは、年長児が訪問して学校探検をしたり、中学校とは職場体験の受け入れを通して積極的な交流を図っている。 ・ 保育園の運動会、作品展、発表会などには地域にも呼びかけをしたり、焼き芋やサンマパーティなど近隣の方々に声をかけたりして、地域へ開かれた保育園を目指している。 ・ プロジェクト型保育の中で、公共交通機関を利用し、科学館や図書館、水族館など社会体験の機会もある。また、法人保育園とのドッジボールや遊びを通しての交流も実施している。		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ マニュアルを整備し、事前のオリエンテーションで子どもとの関わり方や安全配慮などについて説明をし、受入体制を整え対応している。 ・ 空手や素話などの地域ボランティアや小学校の体験学習、中高生の職場体験、大学生などによる見学や保育ボランティアの受け入れも行っている。 ・ ボランティア受入担当者を明示し、トラブルや事故の未然防止や有意義な機会とするために、マニュアルに基づいた記録等の整備やボランティアへの研修なども実施されることを期待したい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 法人の保育園、地域子育てセンターや遊びの広場、出張保育など子育てに関わる事業所、児童相談所、保健所や療育センター、発達支援施設、小学校、主任児童委員、嘱託医等保育園を中心としたネットワーク体制ができており、職員には会議等で説明して共有を図っている。また、定期的な連絡会や訪問により連携を図っている。 ・ 保護者には必要に応じて、ファミリーサポートや療育センターなどの関係諸機関や施設の情報を提供している。 ・ 地域との関連図を作成し職員室などに設置し、より積極的な周知を図っていくことを期待したい。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	保26	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 保育所のスペースや園庭を活用して、未就園児の親子を対象とした園庭開放など、地域の保護者や子どもが自由に遊びに参加できる支援活動や、緊急時や子育てサポートなどのニーズの対応として一時保育を実施している。 ・ 保育園の保護者や地域の子育て途上の母親に、新聞を発刊したりおしゃべりサロン、電話育児相談、絵本や紙芝居の読み聞かせ会、手作りおもちゃ講習会などを開催したりして、保育所の専門性や特性を活かした相談事業や子育て支援を行っている。また、子育て支援の一環として、子育て支援センターあかつきの開催や育児休業の親子を対象としたさくらんぼルームの開設、西区内の子育て支援関係団体と「西区子育て支援会議」を作り、「子育てサロンもこもこ」を開催し、地域の子育て支援の輪を広げるように努めている。 ・ 浸水等の災害時に近隣住民へ、福祉避難所として保育園を開放している。 ・ 災害時にどのような機能や役割を果たすかについて、地域住民との連携や協力などに関する事項等を定めていくことも重要な課題として検討していくことを期待したい。		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 地域で定期的に開催される会議などに出席すると共に地域の行事や防災訓練に参加したり、主任児童委員や地域の有識者と情報を共有したりして、協力関係を保つ中で地域の具体的なニーズの把握に努めている。 ・ 保育園や地域の親子を対象とした相談事業や入所している親子対象とした食物アレルギーを有する子どもへの家庭支援などの事業を実施している。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施方法が明示され、職員に周知をしている。子どもの尊重や基本的人権について事例を用いて、職員会議等で共通理解を図るようにしている。また、職員は人権擁護の研修を受けている。 ・ 子どもの人権に配慮し、子どもの一人ひとりの人格を尊重して保育を行うようにしている。また、子どもの人権や文化の違い、尊重する心、性差への先入観による固定的な対応をしない等について共通理解を持つように努めている。 ・ 保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をする他に、保護者会などで具体的な共通認識を持つように配慮していくことも望まれる。		
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	保29	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ プライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する市のマニュアルが整備されている。「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、保育の手順書を基に会議等で説明をしたり読み合わせをして、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図るようにしている。 ・ 排泄や着替えなどの生活場面におけるプライバシー保護についても、年齢や保育場面に応じて環境や方法の工夫をしている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。 ・ ホームページが作成され、保育園の特性や特徴、内容を明確に示し、定期的に情報が更新されている。		
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 保育の開始や保育内容の変更時には入園のしおりや重要事項説明書に基づいて説明をし、同意書も得ている。 ・ 入園前の見学説明会や入園時、進級時に分かりやすく説明をしたうえで保護者から同意を得ている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・ 退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは市で行われている。また、転園児については個人情報等を考慮し、必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。 ・ 保育所終了後も相談等に応じることを口頭で保護者に説明をしている。 ・ 保育所利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、口頭だけではなく、書面でも伝える環境を用意し保育の継続性を確保していくことを期待したい。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 運動会や生活発表会などの行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、個別懇談会の実施、意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーション、保護者会への出席などを通して意向を把握するようにしている。保育参観や行事実施後にアンケートを実施し集計や分析を行い、結果を公表している。 ・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談にも応じている。 ・ 得られた意向や要望等は、定期的な会議で検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。 ・ 子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。 ・ アンケート実施については、実施の目的を明確に示し、実施の内容や方法、時期などを見直し、多くの保護者がアンケート調査に容易に参加できるような工夫をしていくことも期待したい。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 苦情解決の仕組みが確立され、入園説明会時に保護者に書面で説明をしている。また、分かりやすい文書で掲示もしている。記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。			
	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、相談や意見を述べるができることを口頭で保護者に周知している。 ・ 登降園時には保護者と積極的に挨拶を交わし、コミュニケーションを図るようにしている。また、相談者のプライバシーを配慮し相談を受けるように環境を整えている。伝言ボードや伝言チェックシートなどの相談記録も取っている。 ・ 保護者に、自由に相談相手を選び、意見を述べやすい環境を整えていることを、園だより等で周知していく工夫を期待したい。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備していない。日常的なコミュニケーションによる平易な事項等を記録し、寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。保護者には経過や結果をフィードバックしていくようにしている。 ・ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を作成し、より迅速で明確な対応をしていくことを期待したい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・ 事故発生時の対応や不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。 ・ 子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。 ・ 不審者対応については会議等で周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。 ・ 子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、安全会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、ヒヤリハットや安全チェックを基に安全に配慮し事故防止に努めている。 ・ 施設遊具等の安全に関する園庭安全チェック表や保育手順書、施設安全管理表等各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険箇所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的の実施している。			

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 感染症に関しての予防や発生時マニュアルを整備し、職員に配布し周知を図っている。保護者には、保健だよりや園だより等で発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示している。また、登降園時に、口頭で保護者に周知している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応や体制を明確に示している。風水害も含め地震や火災などの訓練も毎月実施され、見直しも行われている。また、耐震対策や防災対策も施されている。 ・ 保護者に災害時の対応について話し合う機会を設けたり、書面の配布により周知を図っている。また、保護者の協力を得て引き取りの避難訓練を実施している。 ・ 災害発生時、保護者の帰宅困難の対応、食料や備品の備蓄を整備している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 登降園、食事、排泄等子どもの生活場面などに応じて「保育手順」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。また、異年齢保育や年齢別保育、プロジェクト型の保育等特色ある保育を実施している中で、子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践されるように心がけている。 ・ 職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に保育等の検討会でされている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 保育の記録や保育計画、指導計画等は、期毎に検証し見直しがされている。また、他の保育の手順書等は定期的、保育内容ごとに見直しがされている。 ・ それぞれの実施方法の見直しは、各グループ会議、責任者会議、全体会議等で検討会し職員の意見や提案等を反映させ見直しを図っている。 ・ 保護者の意向を把握し、意見や提案を反映していくように努力をしている。 ・ 計画と実践状況との見直しはされているが、保育士間での実施の手順や方法の妥当性などについての検証等も、保育の質の向上という観点から考慮していくことを期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保42	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握して個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。 ・ 保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員参画の下で策定している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<コメント> ・ 保育計画は、各グループ会議、責任者会議等を経て見直しがされ、年度末に全体会議で見直し、次年度に反映させている。保護者には入園式で説明し、同意を得るようにしている。 ・ 各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。 ・ 各保育課程の記録内容や書き方に差異が生じないように記載し、施設長や主任保育士が点検、指導を行い、明確な記載が保てるように努めている。 ・ 子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとに検討をし、情報を職員間で共有を図っている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定等、市の基準に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にも基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に示されている趣旨を踏まえ、あかつき保育課程が編成されている。保育課程は子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態を考慮して編成をしている。子どもの遊びや生活を通して、「共に生き、共に育ちあう保育」を目指して、「小さい人が安心して生活できる環境を整える、自主性と思いやりを培う、いのちへの畏敬の念を培う」を育むことに心がけ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-(1)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・ 室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように設備を整え、安全への工夫がされている。 ・ 階段下のホールの一画を利用して、四季折々の行事や、保育活動で製作した子どもの作品が飾られ、ミニアートミュージアムとなっており、子どもや保護者、保育士も作品を愛でながら会話ができる楽しみな空間であり、創作意欲が繰り広げられる環境が整えられている。 ・ 保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。 ・ 生き物を飼育したり、草花や身近な野菜などを植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。 ・ 屋外の遊具や砂場、プールなどは、安全や清潔を確保し、安全に遊べるような環境を整えている。 ・ 子どもの心情や状態に応じて、落ち着いてくつろげることのできる場が確保され、保育士が身近で穏やかに応じている。 ・ 保育室から園庭が望まれ、園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。			
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・ 子どもの発達や家庭環境から生じる、一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもを受容するように努めている。			

	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・ 子ども一人ひとりの発達を把握し、食事や着脱、清潔、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣、健康増進のための習慣や態度を身につけられるように、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをし、子どもが達成感を味わえるようにしている。			
	A-1-(2)-④ こどもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉕ ・ b ・ c
＜コメント＞ ・ 子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども年齢に応じて子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。 ・ 遊びや生活を通して、年齢別や異年齢で遊んだり生活をする機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。広いベランダや遊戯室で同年齢や異年齢で自由に遊びを展開したり、製作活動や表現遊びが繰り広げられるように配慮をしている。 ・ 戸外や室内で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。 ・ 小じんまりした園庭に花壇や樹木などの緑化環境が整備され、保育園に居ながらにして四季の変化を感じ取れる環境となっている。昆虫などの飼育、草花や野菜の栽培や収穫などを通して生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。 ・ サマーキャンプや芋掘り遠足、さんま焼きパーティー、焼き芋パーティー、餅つきなど保護者や地域の協力を得て、子どもの実体験を尊重した保育を導入している。また、水族館や科学館、図書館などプロジェクト型保育の一環として子どもの発想を取り入れて、公共交通機関を利用して出かけたり、公共の場での交流や地域の人々と積極的に関われるようにしている。 ・ プロジェクト型保育には全園児が、子どもがそれぞれにチームを構成し、子どもの遊びの中で考えたことや想像したこと、やってみたいことなどを調べたり実際に行ってみたりして造形活動に繋げ、徐々に作品を広げ作品展として保護者や地域に披露をしている。 ・ バランスのとれた強い身体をつくる保育の一つとして、環境に配慮し裸足保育を取り入れている。			
	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・ 安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、戸外遊びも積極的に取り入れている。また、職員に乳幼児突然死症候群に必要な知識が周知され、事故防止や乳幼児突然死症候群チェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、語らいかけやスキンシップをしながら情緒の安定を図っている。 ・ 生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間が保たれるように努力している。			
	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
＜コメント＞ ・ 子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。 ・ 1・2歳児の子どもの特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。 ・ 子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしている。 ・ 人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a . b . c
＜コメント＞ ・各保育室とも安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。 ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。 ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。 ・保育園の異年齢環境の中で、子ども同士の関わりをより育めるように、遊びや活動、生活を通して3・4・5歳児の異年齢保育を取り入れている。基本的な生活や遊びは異年齢で行い、週2回から3回は同年齢での活動が展開できるようにしている。保育計画は、年齢別の計画と異年齢の保育計画が立案され、保育を行っている。 ・異年齢保育の中で保育士が、子どもそれぞれの年齢に応じた発達課題を見落とすことなく保育が実施され、養護と教育が一体的に展開されているかを検証していくことを期待したい。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a . b . c
＜コメント＞ ・特別支援を要する子どもや気になる子どもについては個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。専門機関や医療機関、保育所訪問指導などの紹介もしている。 ・気になる子や特別支援を要する子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように、その子どもの生活や遊びがクラスの指導計画の中に位置付け、指導計画と個別記録との記録内容がより明確で、整合性のある内容になるような工夫をしている。		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a . b . c
＜コメント＞ ・子どもの多くが長時間にわたる保育を利用しているので、子どもの発達や年齢、平日や土曜日、休日に応じた保育計画を作成し、それに基づいた環境を整え、ゆったりとした保育を行うようにしている。また、保育時間の長い子どもに配慮して、おにぎりやサンドイッチなど手作りの軽食を提供している。 ・子どもの状況について、職員間の引継を伝言ボードで明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりと寛いだり、異年齢でも遊べるような環境を工夫し、子どもが安心して心地よく過ごせるようにしている。保護者への連絡は、連絡ボードの他、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。 ・保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a . b . c
＜コメント＞ ・小学校とは、小学校見学などの交流を通して、小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。また、小学校への滑らかな接続ができるように、小学校の生活科などの学習内容を意識して子どもの興味や関心に沿った遊びや活動を意図的に取り入れるようにしている。 ・自尊感情の育みや協同的な活動を通して社会性を養う、知る楽しみや好奇心の助長など学びに向かう基礎作りを、遊びを通して行っている。また、生活や遊びを通して文字や数の認識を促す活動をしている。 ・入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。また、幼保小懇談会に参加し、情報交換などをして連携を図っている。 ・保護者には、行事や保育参観などで子どもの様子を観る機会を通して、小学校以降の生活を見通せるような話しをして、親子共に安心して小学校に通えるような取り組みをしている。		

A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。日々の怪我や体調不良、感染症等について記録をし、状況について職員間で共有している。乳幼児突然死症候群について職員に周知し、睡眠時に年齢に応じて適切にチェックをし、対応をしている。 ・保育時間内での体調の変化については施設長、看護師、主任保育士が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果をおたよりや園だよりで保護者に伝えている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医は年2回の健康診断があり、その機会に医師とカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。 ・健康診断や歯科検診の結果を職員で共有し、日々の歯磨きやフッ化物洗口、手洗い、うがいなど保育の場面に反映させている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・アレルギー疾患を持つ子については入園時にアレルギー調査を実施し、医師の指示書を基に保護者、施設長、主任保育士、栄養士、看護師を交え話し合いを行っている。 ・給食実施においては、献立表を基に保護者の意向を聞きながら綿密な打ち合わせを行い、栄養士や調理員と連携し除去食や代替え食の対応をしている。また、日々の保育では、施設長や主任保育士、担当保育士が綿密な連携を図り、食への管理、食事環境の確保や消毒などの対応を徹底している。 ・会議等で全職員にアレルギー疾患についてマニュアルに基づいて必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・健康な生活を送るために、食物に関心を持たせながら豊かで正しい食体験を積み重ねていくことを目標に、保育内容の一環として食育指導計画を作成し、子どもが食事を楽しむことができる工夫や取り組みをしている。 ・ミニトマト、きゅうりなど季節の野菜を子どもと一緒に栽培し、給食に加えたり子どもが提案したメニューでクッキングをしたり、焼き芋、さんま焼き、カレーパーティーなどをして楽しむ機会もある。また、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを登載した毎月の献立表を配布したり、毎日の食事を展示したり、親子給食試食会を開催して栄養や味付け、量、食べ方など「食」の大切さを保護者に伝える取り組みをしている。 ・未満児室の一部から調理室が眺められ、子ども達が調理の様子を見たり言葉をかけたりして、出来上がる過程を見ながら食事を楽しめるような環境となっている。 ・食事環境を清潔に整え子どもが配膳を行い、会話を楽しんで食事したり、片付けなどに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲、年齢に応じて食事量も配慮している。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ・保育園で給食を作り、温かい食事を提供している。管理栄養士により年齢に配慮して、行事や季節感のある献立を作成し、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 ・職員も子どもと一緒に食事をしながら、嗜好や食べる量、残食などを把握し、調理員と連携を図り、食事内容や調理の工夫に反映させている。また、衛生管理体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
・ 入園式や行事、懇談会などの機会に保育課程や日々の保育の意図について説明をし、共通理解を深めるようにしている。また、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや掲示板などを通して意向を把握したり、毎月の園だよりや園長だより、個々のたよりなどで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。			
・ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
・ 個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。			
・ 子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
・ 職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載するようにしている。			
・ マニュアルに基づく研修を行い、虐待の疑いが生じた場合は、直ちに主任保育士や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、市担当課や児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会や通告をする体制を整えている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞			
・ 保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。 ・ 自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、保育園の評価として積み重ね、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。			